

情報セキュリティ基本方針

一般財団法人 工業所有権協力センター(以下「当財団」といいます。)は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の下で、登録調査機関として、先行技術調査及び工業所有権情報の分類付与において、技術、品質、生産性、信頼性において常にレベルの高い調査を特許庁へ提供することで、我が国の知的財産立国への貢献を経営理念のひとつとして活動しています。

ここに、当財団は、情報セキュリティに関し全財団で意思統一を図り、公開前の発明情報等の情報資産の適切な保護を徹底するために情報セキュリティ基本方針を定めます。

- 1．当財団は、情報資産への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等のすべての脅威から当財団の経営資源としての財団システムやデータなどの情報資産を適切に保護します。
- 2．当財団は、情報セキュリティに関する手順を定め、これらの事項及び法的規制要求事項について、役員、職員及び当財団で業務に従事するすべての者に対して教育、啓発を行うとともに、遵守の徹底を図ります。
- 3．当財団は、セキュリティ上の事象が発生した場合には、原因究明、対策を迅速に実施し、影響を最小限度とするよう努めます。
- 4．当財団は、以上の活動を継続的に改善、実施するため情報セキュリティ目標を設定し、これを実行するための情報セキュリティ管理体制を確立し維持します。

平成21年6月1日制定

平成21年7月1日改正

一般財団法人 工業所有権協力センター
理事長 岡松 壯三郎